

川崎区役所職員衛生委員会要綱

(設置)

第1条 川崎区役所職員の労働衛生に関する事項を調査審議し、衛生管理の円滑な推進を図るため、川崎市職員安全衛生管理規則（平成18年川崎市規則第27号）第9条の規定に基づき、川崎区役所職員衛生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について調査審議し、区長に意見を述べるものとする。

- (1) 職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- (2) 職員の健康の維持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
- (3) 公務災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること。
- (4) 前3号に定めるもののほか、職員の健康障害の防止に関する重要事項。

(組織)

第3条 委員会は、委員長1人及び委員26人で組織し、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 委員長は、副区長とする。
- (2) 委員は、産業医、衛生管理者、総務課長、生涯学習支援課長、大師支所長、田島支所長、区民課長、高齢・障害課長、地域ケア推進課長、保護第2課長、保護第4課長及び川崎市職員労働組合を代表する者が推薦したもののうちから区長が指名する者14名。

(委員の任期)

第4条 委員会の委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長の職務)

第5条 委員長は、会務を総理し、その議長となる。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(委員会の招集)

第6条 委員会は、委員長が必要と認めるとき、又は委員の3分の1以上の請求があるときは、委員長がこれを招集しなければならない。

(部会)

第7条 委員会に専門事項等を審議するため、部会を設置することができる。

2 部会の構成及び必要事項については、委員長が委員会に諮って定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、川崎区役所まちづくり推進部総務課庶務係で行う。

附 則

(施行期日)

この要綱は、昭和48年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年12月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年 10月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年 4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年 4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年 4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年 1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年 4月1日から施行する。